○財務省

一七三　登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件　六147　一七

一七四―一七七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六147　一七

一七八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　六147　一七

一七九　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　六147　一七

一八〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六147　一七

一八一―一八七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇150　一三

一八八―一九〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一〇150　一八

一九一　平成三十年七月豪雨についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件　一三特11　五

一九二　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二〇　三

一九三　平成三十年七月豪雨により相当な損害を受けた地域の追加の指定に関する件　二五　五

一九四　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二七　三

一九五　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十年六月三十日までの輸入数量を告示する件　三一　四

一九六　平成三十年度の初日から平成三十年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三一　四

一九七　平成三十年度の初日から平成三十年六月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　四

一九八　平成三十年度の初日から平成三十年六月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三一　四

一九九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三一169　三七

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

二　製造業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示　六147　一七

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

九　卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示　六147　一七

○財務省、農林水産省

九　農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件　六147　一八

一〇　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　五

○財務省、経済産業省

三　事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示　六147　一八

○国税庁

一八　岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件　一九特14　一

一九　平成三十年七月豪雨による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件　二五特16　二

○文部科学省

一五四　国立大学法人会計基準の一部を改正する告示　六147　一九三

一五五―一五七　重要無形文化財の保持者の認定が解除された件　二〇　四

一五八　平成三十年度における学芸員の資格認定を実施する件　二〇　四

一五九　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　二六165　四一

一六〇　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　三〇168　六三

一六一　文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　三〇168　六八

一六二　学校給食実施基準の一部を改正する件　三一169　四一

一六三　夜間学校給食実施基準の一部を改正する件　三一169　四二

一六四　特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準の一部を改正する件　三二169　四三